

＜お知らせ＞ アフターケア委託費の電子レセプト請求の開始について

令和3年3月5日（金）からアフターケア委託費の電子レセプトによる請求が可能となります（確認試験機能については、同年2月15日（月）から）。操作方法は厚生労働省ホームページに掲載の「操作マニュアル（労災保険指定医療機関等向け）」をご確認ください。なお、システム移行作業のため、同年2月13日（土）と14日（日）はシステム利用不可となります。

アフターケア委託費の電子レセプトの請求にあたっては、同年2月12日（金）時点で労災診療費の請求が可能な労災指定医療機関等については、アフターケア委託費の請求権限を自動的に付与するため、特段の申請手続きは不要です。

また、「Internet Explorer」を使用している場合は、アフターケア委託費用のレセプト送信プログラムを新たにインストールする必要があります。インストール手順は、下記厚生労働省ホームページに掲載の「【アフターケア】レセプト送信プログラムのインストール」をご確認ください。なお、厚生労働省ホームページへの掲載は同年1月29日（金）からとなります。

※ 掲載箇所：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労災補償 > 労災レセプト電算処理システム > 労災レセプト電算処理システムに関する参考資料

お問合せ先 厚生労働省労働基準局労災保険業務課 03-3920-3311（内線 373、323、351）

受付時間 平日：10:00～17:00 ※土日祝日、年末年始を除く